

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業 実施方針等に関する質問への回答

※質問は、原文を変えずに掲載しています。
(ただし、頁番号や項目名等の明らかな誤記は修正しています。)

令和8年2月19日

滋賀県

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	第1	1	(5)	本事業の基本方針	「【目標】年間来園者数：令和22年度（2040年度）100万人以上」とした理由・根拠などをご教示願います。	本公園の年間来園者数は、昭和52年度が最も多く約119万人で、昭和59年度～令和6年度の約40年間はおよそ80万人から90万人の間で推移してきました。直近では令和元年度の約93万人が最も多くなっています。そのような中で、本事業において、宿泊研修施設の建て替えやキャンプサイトの再整備などの大規模な施設の更新と公園全体の魅力向上による来園者層の拡大を図ることとしています。直近の実績と活性化による魅力向上を踏まえ、現実的な目標値として年間来園者数100万人を目標値として設定しています。
2	1	第1	1	(5)	本事業の基本方針	年間来園者数（目標）の年間100万人以上の、算定根拠を明示頂きたく存じます。	実施方針に関する質問への回答No.1の回答をご参照ください。
3	1	第1	1	(5)	本事業の基本方針	年間来園者100万人に向けては、学校利用だけではなく幅広い世代と多様なニーズへの対応が重要と考えます。滋賀県内の家族や各種サークル等での利用、さらには、他府県からも行ってみたいと思ってもらえるような特色のある魅力的な施設構成・運営メニューを提案したいと考えております。	新宿泊研修施設の整備予定地については、園外からのアクセスのしやすさや敷地の造成のしやすさ、整備に伴う環境への影響等を考慮して選定しています。また、要求水準書（案）「別添資料1 公園全体計画図」に示す整備予定地にて、宿泊施設の設置について、県立自然公園条例に基づく事業決定を行っているため、他箇所での整備は認めません。ただし、整備予定地内での分棟は可能とします。
	要求水準書（案）p17	第2	3	(2)		そこで、新宿泊研修施設については文化ゾーンの広大な敷地を活用して、幅広い用途の同時受け入れを可能とし、どの利用者にとっても魅力的な施設構成とすべく、東駐車場以外のエリアを含めた分棟での建物配置やゾーン内の回遊性を考慮した動線計画を提案したいと考えております。あわせて、公園全体の回遊性向上に寄与した提案をたく、これらの提案に柔軟にご対応いただくことは可能でしょうか。	
	要求水準書（案）p19	第2	3	(3)	ウ		
4	2	第1	1	(9)	事業者の事業期間	設計建設期間の「公園施設（新設）」の施設内容は、「要求水準書（案）第2.1.（1）.ア公園施設の整備」に記載の下記内容を指すとの理解でよろしいでしょうか。 （ア）スポーツゾーン：a.駐車場の新設、b.園路照明の一部増設 （イ）文化ゾーン：b.多目的広場のリニューアル、c.園路の整備 （ウ）公園全体 a.駐車場システムの導入、b.園路の安全対策、c.看板の更新、d.ベンチの設置	ご理解のとおりです。
5	2	第1	1	(9)	事業者の事業期間	上記の場合、新宿泊研修施設建設との取り合いが生じるものの設計建設期間は、新宿泊研修施設設計・建設期間内とすることでよろしいでしょうか。 例：（イ）c.園路の整備、（ウ）b.園路の安全対策、（ウ）c.看板の更新など	ご理解のとおりです。新宿泊研修施設との取り合いが生じる部分（新宿泊施設の外構にあたる部分）に関してのみ、新宿泊研修施設設計・建設期間内とすることを認めます。
6	4	第1	1	(12)	公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園の扱い	維持管理費用算出の為公園緑地・樹木の事前チェックをしたいと考えておりますが財団職員と接触することなく現地確認、調査することは可能でしょうか。	実施方針(p.4)第1の1(12)「公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園の扱い」に示すとおり、本公募の内容に関して財団職員と接触することは認めませんが、現地確認・調査にあたって必要な接触（駐車料金の支払い、レンタサイクルの貸出等）は可能です。また、現地確認・調査を行う場合は前日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日の場合はその前の平日）までに実施方針(p.24)第8の6「事務局」まで連絡を入れてください。なお、現地確認・調査の際は、公園の利用ルールを遵守し、一般利用者の利用を妨げないようにしてください。なお、公告後に現地見学会を開催予定です。詳細は、入札説明書等に示してまいります。
7	4	第1	1	(12)	公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園の扱い	財団職員と接触することを認めないとありますが来園し現場を見ることは妨げないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.6の回答をご参照ください。
8	4	第1	1	(12)	公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園の扱い	財団職員と接触することを認めないとありますが、来園し現場を見ることは妨げないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.6の回答をご参照ください。
9	4	第1	1	(13)	ア 県が支払うサービス購入料	「建設業務の対価は業務期間中の各年度における出来高に応じて支払うものとする」とありますが、 ①建設業務には新宿泊研修施設建設、多目的広場リニューアル、解体工事等複数の工事が混在することから、各年度において、各工事それぞれの年度出来高が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 ②施設整備業務期間中のSPC経費も年度出来高に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。②については、詳細は入札説明書等に示してまいります。
10	4	第1	1	(13)	ア 県が支払うサービス購入料	「維持管理・運営業務に要する光熱水費は、実費精算とする」とありますので、予定価格及び提案時の事業費には、光熱水費は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	4	第1	1	(13)	ア 県が支払うサービス購入料	統括管理業務の対価の記載がありませんが、統括管理業務及USPCに係る経費については、毎年度四半期毎に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等に示してまいります。
12	4	第1	1	(13)	ア 県が支払うサービス購入料	（ア）のうち設計業務の対価は業務完了時に一括支払い、建設業務の対価は業務期間中の各年度における出来高に応じて支払うものとします。（ア）のサービス対価については、優先ローンで調達する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	本規定では県による支払いルールを示すもので、事業者による資金調達の必要性の有無については事業者によるご判断ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
13	5	第1	1	(13)	イ (ア)	利用料金については、県の考え方を満たした上で事業者が提案した料金体制にて条例が変更される認識で良いか？	条例で定めるのは上限額であり、事業者からの提案額と一致しない場合があります。詳細は入札説明書等に示してまいります。あわせて公表する別添資料23もご参照ください。
14	5	第1	1	(14)	事業期間終了後の措置	事業終了後の措置として事業者が設置した施設（自由施設）については許可期間終了後に撤去（現状回復）とありますが、園全体の集客への重要性が判断される場合、県への移譲の有無も含め、許可運営期間又は工事期間中に残置について協議していただくことは可能でしょうか。	事業期間終了後の措置については、原則現状回復とします。ただし、対象施設の状況等に応じ、取り扱いに関する協議は可能です。
15	8	第2	2		募集および選定に係る想定スケジュール	入札公告（令和8年5月上旬頃）、参加表明書の提出締切（令和8年6月下旬頃）とありますが、参加表明には社内稟議等の手続きが必要なため、期間が短いと思われま。入札公告から参加表明書提出までの期間を最低2ヶ月以上、できれば3ヶ月程度確保していただけないでしょうか。	スケジュールの変更は現時点では想定しておりません。
16	8	第2	2		募集および選定に係る想定スケジュール	上記の場合に、参加表明書提出から提案までの期間を確保するために、契約期間を短縮する等により、入札日を後ろ倒しについてご検討いただけないでしょうか。	スケジュールの変更は現時点では想定しておりません。
17	8	第2	2		募集および選定に係る想定スケジュール	プレゼン・ヒアリングは実施予定でしょうか。実施予定の場合、おおよその実施時期をご教示ください。	入札参加者のうち、基礎審査を通過した者を対象に、プレゼンテーションおよびヒアリングを令和9年2月頃に実施予定です。詳細は入札説明書等に示してまいります。
18	10	第2	4	(2)	カ (a)	入札参加資格要件について運営業務に当たる者について、同一公園に係る2年以上の継続した運営実績を有するとのあるが、同一の公園の規模についてご教示ください。例えば都市公園何ha以上でスポーツ施設（陸上、サッカー場、体育館、テニスコートなど）を含む実績など事例で示して頂けますでしょうか？	公園の規模や公園内施設については特に要件を規定しません。なお、公園は「営造物公園」と「地域制公園」を指すものとします。
19	11	第2	4	(2)	ア 入札参加者の参加資格要件（共通）	県の入札参加資格が無くても応募は可能でしょうか。	実施方針(p.12)第2の4(2)イ「入札参加者の参加資格要件（代表企業）」に示すとおり、代表企業のみ入札参加者に必要な資格等（別途告示予定）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。
20	11	第2	4	(2)	ア 入札参加者の参加資格要件（共通）	県の入札参加資格審査の申請はしなくても構わないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.19の回答をご参照ください。
21	11	第2	4	(2)	ア 入札参加者の参加資格要件（共通）	県の入札参加資格審査の申請はしなくても構わないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.19の回答をご参照ください。
22	12	第2	4	(2)	ウ 入札参加者の資格要件（業務別）	今回の新宿泊研修施設については、より公共性が高く、高度なBCP計画が求められる病院、消防署、警察署などの施設とは異なると思われまますが、参加資格要件として、建築一式工事に係る総合評定値1,300点以上や、構造計画として木造で耐用年数80年以上という考え方は、どのような根拠に基づくものでしょうか。	前段については、本県発注工事のうちWTO案件の建築一式の入札参加資格の総合評定値や本事業の規模を勘案し、一定の施工能力を担保するための値として設定しております。 なお、ご質問のとおり宿泊研修施設という施設の性質を踏まえると、総合評定値1,300点以上という値は高い値と考えますので、見直しを検討します。詳細は入札説明書等で示します。 後段については、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（原案）」に則った考え方となります。なお、要求水準書（案）における「耐用年数」の定義は、「法定耐用年数」ではなく「劣化耐用年数（目標使用年数）」を示すものと考えています。
	要求水準書（案）p.25	第2	3	(5)	ウ 施設の耐久性		
23	12	第2	4	(2)	ウ (イ) 建設業務に当たる者（建築）	建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,300点以上であることとありますが、PFI事業でこの手の建築規模においては高い点数だと思われま。点数を定めるにあたり基準にされたものがあればご教示ください。	実施方針に関する質問への回答No.22の回答をご参照ください。
24	13	第2	4	(2)	ウ 入札参加者の資格要件（業務別）(ウ) (c)	「建設業務に当たる者（造園）」において「造園工事に係る建設業許可、経営事項審査結果総合評定値940点以上」が要件となっていますが、滋賀県内建設企業で上記要件を満たす企業が見当たりませんでした。県内建設企業も参加できるように、建設業許可、経営事項審査結果総合評定値の対象を「造園工事」に限定せず、「造園工事もしくは土木一式工事」としていただけないでしょうか。	公園の特性や景観を踏まえた工事が必要となるため、対象の業種は造園工事に限るものとします。 なお、ご質問を踏まえて資格要件の総合評定値を見直す予定です。詳細は入札説明書等で示します。
25	13	第2	4	(2)	ウ (オ) 維持管理業務に当たる者	複数の維持管理企業が合わせて (a) (b) (c) の要件を満たせばよい。この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	13	第2	4	(2)	ウ (オ) 維持管理業務に当たる者	複数の維持管理企業で (a) (b) (c) の要件を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.25の回答をご参照ください。
27	13	第2	4	(2)	ウ (カ) 運営業務に当たる者	確認ですが複数の運営企業で (a) (b) (c) の要件を満たせばよい。この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	13	第2	4	(2)	ウ (カ) 運営業務に当たる者	(カ) 運営業務に当たる者について、例えば複数の企業で構成する任意団体が指定管理者として業務を担っている実績を保有しており、その任意団体に代表企業として参画している実績が(a)～(c)の要件を満たすと認識してよいでしょうか。	当該企業が代表企業である、複数の企業で構成する任意団体が指定管理者として受託した実績を提出する場合、当該企業が実施方針(p.13)第2の4(2)ウ(カ)「運営業務に当たる者」(a)、(b)または(c)に示す施設の運営業務を担当している場合に限り、ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答	
29	13	第2	4	(2)	ウ (カ) (b)	入札参加資格要件について運営業務に当たる者について、同一のスポーツ施設に係る2年以上の継続した運営実績を有する者があるが、これは、体育館単独等ではなく、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館のように現公園と同等のスポーツ施設の運営実績という理解でよろしいでしょうか？	事業者が提出した実績が本公園内にある施設と同等の機能を有する施設である場合は、体育館等単独の施設の運営実績も認めます。	
30	13	第2	4	(2)	ウ (カ) (c)	入札参加資格要件について運営業務に当たる者について同一の宿泊施設に係る2年以上の継続した実績を有することとあるが、民間・公共に関わらず宿泊施設の実績を有するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
31	13	第2	4	(2)	ウ 入札参加者資格要件 (業務別)	建設業務の内「備品等調達および設置業務」を運営業務を担う企業が行う場合には、(イ)建設業務に当たる者(建築)に記載の(a)～(f)の要件は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
32	13	第2	4	(2)	ウ 入札参加者の参加資格要件	(オ)維持管理業務に当たる者(カ)運営業務に当たる者については、公共施設としての公園、スポーツ施設、宿泊施設の実績との理解でよろしいでしょうか。	公園については、実施方針に関する質問への回答No. 18の回答をご参照ください。スポーツ施設、宿泊施設に係る業務実績の発注者は公共施設であるかどうかを問いません。	
33	14	第2	4	(5)	参加表明書の受付日以降の参加資格の喪失	ア 参加表明書の提出締切日の翌日から落札者決定日までの間に、構成員が入札参加資格を欠くまでには至らないが、参加が困難になった場合は変更が出来ないでしょうか。	実施方針(p.14)第2の4(5)アに示すとおり、参加表明書の提出締切日の翌日から落札者決定日までの間に、代表企業以外の構成員のいずれかに入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合で、入札参加者が入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合に限り構成員の変更を認めます。	
34	24	第8	1		議会の議決	2025年に入っても建築費指数は上昇傾向にあり、2025年11月、12月の暫定値をみても上昇している状況です。債務負担行為の設定に関する議案を2026年2月定例会議に提出予定となっていますが、入札公告予定が2026年5月上旬となっていることから、2026年5月までの物価上昇分を加味した債務負担行為の額を設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
35	25	別紙1			■共通	税制度変更リスク	消費税率変更については、県負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	25	別紙1			■共通	環境影響リスク	本リスクについては、事業者が責任を負うのは事業者に法的責任が生じる場合のみとの理解でよろしいでしょうか。	法的責任の有無によらず、事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するものについては事業者が責任を負担するものとします。
37	25	別紙1			■共通	第三者賠償リスク	本リスクについては、事業者が責任を負うのは事業者に法的責任が生じる場合のみとの理解でよろしいでしょうか。また、不可抗力による第三者賠償についても事業者に責任がないため、当該リスクは県が負うとの理解でよろしいでしょうか。	前段後段ともに、法的責任の有無によらず、県の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償以外については事業者が責任を負担するものとします。
38	26	別紙1			■設計・建設段階		昨今の建設コスト、労務コスト、資材コストが高騰する中、工事費増大や工事遅延のリスクを抑えるために、既存インフラを有効活用してインフラ設備に対する投資を適正化し、事業性を高める提案について、柔軟にご対応いただくことは可能でしょうか。	具体的な内容が不明のため回答しかねますが、本事業において新設を予定している施設については、原則新設するものとして考えております。
39	27	別紙1			■維持管理・運営段階	施設劣化リスク 施設損傷リスク	原因不明の施設劣化の可能性(自然災害の積み重ねによる倒木等)や第三者による損傷があります。修繕予算で対応しきれない場合、貴県の負担の理解でよろしいでしょうか。	劣化や損傷の程度、理由等により県と協議の上負担者を決定します。詳細は入札説明書等に示してまいります。
40	27	別紙1			■維持管理・運営段階	施設劣化リスク 施設損傷リスク	原因不明の施設劣化の可能性(自然災害の積み重ね等)や第三者による損傷があります。修繕予算で対応しきれない場合、貴県の負担の理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No. 39の回答をご参照ください。
41	27	別紙1			■維持管理・運営段階	施設劣化リスク 施設損傷リスク	原因不明の施設劣化の可能性(自然災害の積み重ね等)や第三者による損傷の場合、貴県の負担という理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No. 39の回答をご参照ください。
42	27	別紙1			■維持管理・運営段階	技術革新リスク	事業期間約18年における将来の技術革新に伴う施設・設備の陳腐化リスクを事業者で負うことができないため、当該リスクは県負担との理解でよろしいでしょうか。	県の指示によらない技術革新等に伴う事業期間中の施設・設備の陳腐化については、事業者のリスクとします。
43	27	別紙1			■維持管理・運営段階	施設瑕疵リスク	維持管理における「施設瑕疵リスク」の一部に、公園全体における樹木の『倒木リスク』があると考えます。現時点での「樹木リスト」の提出は行って頂けますでしょうか。	現時点での「樹木リスト」はございません。
44	27	別紙1				リスク分担表	維持管理・運営段階のリスクについて、什器・備品更新リスクの記載があるが、既存施設の備品の状況ほどの段階で把握できますでしょうか？	入札公告後に予定する現地見学会で現物確認が可能です。詳細は入札説明書等に示してまいります。既存施設で有する備品は別添資料15をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
45	—				各種リスク	別紙1記載のリスクの内、県の責めに帰すべき事由以外がすべて事業者負担となっているリスク（事業計画リスク等）について、事業者に帰責がない事由の場合は事業者でリスクのコントロールができないため、県負担としていただけないでしょうか。	リスク分担についての詳細は入札説明書等に示してまいります。
46	—				別紙1に記載のないリスク	熊被害が全国的に広がっています。滋賀県内でも熊被害が報告されており、当該熊による施設損傷等・第三者損害、また熊対策については県負担との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）（p.55）第6の4(3)ウ(エ)に示すとおり、獣害については適切に対応してください。施設損傷等・第三者損害については、状況等によって県と協議の上負担者を決定します。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3	第1	6	(1)	イ 新宿泊研修施設	ページ32の「3 工事監理業務」の業務期間は、新宿泊研修施設の建設期間と考えてよろしいでしょうか。 (ページ33「4建設業務の(2)業務期間」とする。)	ご理解のとおり、「3 工事監理業務」の業務期間は「4 建設業務の(2)業務期間」となります。工事監理業務の対象施設は「4建設業務の(1)対象施設」としております。
2	7	第1	8	(1)	関係者協議会の事務局業務の支援	「事業者は、県が行う関係機関への会議の開催調整、会議の司会・進行、会議録の作成等の事務局業務を支援すること」とありますが、関係機関への会議の開催調整、会議の司会・進行、会議録の作成等は県が行うとの理解でよろしいでしょうか。そのうえで、事業者が行う「支援」について具体的内容をご教示ください。	会議の事務局は県ですが、事務局業務の支援として、事業者は、会議の開催調整、会議の司会・進行、会議録の作成等を行ってください。
3	7	第1	8	(2)	県・関係機関との情報交換・意見交換	「事業者は、関係者協議会において、県・関係機関と情報交換、意見交換を行い、その結果を踏まえ、維持管理・運営内容等に反映させること」とありますが、関係者協議会において県または関係機関よりでた要望事項等を維持管理・運営内容等に反映させる場合に事業者が増加費用が発生する場合には、当該増加費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を超え、事業者提案内容に含まれない増加費用については県の負担とします。
4	7	第1	8			関係者協議会の開催頻度と参加人数の想定をご教授下さい。また、会場は本公園内で実施する予定でしょうか。	年1～2回程度の開催、30名程度の参加を想定しています。会場は本公園内を想定しています。
5	7	第1	8			県は、県・地元市町等の本公園に関係する機関で構成する関係者協議会を設置し、本施設の維持管理・運営内容等に関する意見交換等を行う予定であるとあるが、これは、県主導で実施される理解でよいのか？	ご理解のとおりです。
6	8	第1	10	(2)	ア 修繕に関する事項	「事業者は、事業期間終了時の1年前までに建物劣化調査等を実施の上…」とありますが、当該建物劣化調査を行うのは、本事業で新たに整備した施設のみとの理解でよろしいでしょうか。	事業終了後に県への適切な引き継ぎのため、本事業で新たに整備した施設以外も調査対象とします。
7	8	第1	10	(2)	イ 事業の収支・費用等の内訳整理	利用者数は別紙23のデータと同様の項目・分類での整理で良いとの理解でよろしいでしょうか。	あわせて公表する別添資料23で示す分類に加え、公園利用者の総数および自主事業の利用者も整理いただくことを想定しています。集計の仕方については参考資料1および2をご参照ください。なお、詳細は事後評価等実施時に県と協議するものとします。
8	8	第1	10	(2)	ウ 備品台帳の整理	【04_15_別添資料15 備品リスト】をベースに新たに事業者で用意したものを追記するイメージで問題ないでしょうか。備品リストに不足があれば、県負担でリストと整合させてください。	ご理解のとおりです。
9	10	第1	12	(2)	敷地条件	「※スポーツゾーン内のグラウンド・ゴルフ場およびフィールドアスレチックのみ現指定管理者が所有しているが、令和10年4月以降は、公園施設に含め、維持管理および運営業務の対象とする予定」とありますが、令和10年4月以降は、県の所有になるとの理解でよろしいでしょうか。（事業者で施設を所有すると不動産取得税、固定資産税等経費がかかるためコスト増になります。）	ご理解のとおりです。
10	10	第1	12	(2)	敷地条件	スポーツゾーン内のグラウンドゴルフ場・フィールドアスレチックも維持管理運営業務の対象となるとあるが、そのままの用途として業務を行うのか、または、用途を変更して維持管理運営を行ってもいいかをご教示ください。	グラウンド・ゴルフ場およびフィールドアスレチックの用途のままで運営してください。
11	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(ア) スポーツゾーン a. 駐車場の新設 整備予定面積をご教示ください。	あわせて公表する「別添資料1 公園全体計画」修正版をご参照ください。
12	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(ア) スポーツゾーン b. 園路照明の一部増設ですが、別添資料1 公園全体計画図に記載の「歩道照明の一部増設位置」と同じと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(イ) 文化ゾーン a. キャンプサイトの整備ですが、別添資料1 公園全体計画図に記載のキャンプサイト候補地が5箇所ありますが、それぞれの面積についてご教示ください。	あわせて公表する「別添資料1 公園全体計画」修正版をご参照ください。
14	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(イ) 文化ゾーン b. 多目的広場のリニューアル (a) インクルーシブ遊具を含む大型遊具等の設置とありますが、インクルーシブ機能を備えた大型遊具等の設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「インクルーシブ機能を備えた大型遊具等の設置」提案のほか、小規模のインクルーシブ遊具と大型遊具を組み合わせた設置提案も可とします。
15	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(イ) 文化ゾーン b. 多目的広場のリニューアル (a) インクルーシブ遊具を含む大型遊具等の設置とありますが、スロープが設置され、車椅子でも遊具の深部までアクセスできる構造の遊具を想定していますが、大型遊具の大きさについて、どの程度の大きさを想定して積算されましたでしょうかご教示ください。	「インクルーシブ遊具を含む大型遊具」の定義については、要求水準書（案）に関する質問への回答No.14を参照ください。県の積算想定につきましては、事業者の提案を妨げる要因となるため、公表については控えてさせていただきます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
16	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(イ) 文化ゾーン b. 多目的広場のリニューアル (b) ベンチ等の設置とありますが、具体的なベンチの規格・仕様・数量についてどの様に想定して積算されましたでしょうかご教示ください。	県の積算想定につきましては、事業者の提案を妨げる要因となるため、公表については控えさせていただきます。
17	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(イ) 文化ゾーン b. 多目的広場のリニューアル (c) 舗装の更新・改修ですが、具体的な数量についてどの様に想定して積算されましたでしょうかご教示ください。	あわせて公表する「別添資料1 公園全体計画」修正版をご参照ください。
18	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(イ) 文化ゾーン b. 多目的広場のリニューアル (d) バリアフリー用のスロープの新設ですが、具体的な数量（延長×幅員、高低差）についてどの様に想定して積算されましたでしょうかご教示ください。	あわせて公表する「別添資料1 公園全体計画」修正版をご参照ください。
19	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(イ) 文化ゾーン c. 園路の整備とありますが、具体的な数量（延長×幅員）についてどの様に想定して積算されましたでしょうかご教示ください。	県の積算想定につきましては、事業者の提案を妨げる要因となるため、公表については控えさせていただきます。
20	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(ウ) 公園全体 c. 看板の更新とありますが、具体的な数量、更新内容についてどの様に想定して積算されましたでしょうかご教示ください。	数量については、入札説明書等に示してまいります。
21	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	(ウ) 公園全体 d. ベンチの設置とありますが、具体的な数量についてどの様に想定して積算されましたでしょうかご教示ください。	県の積算想定につきましては、事業者の提案を妨げる要因となるため、公表については控えさせていただきます。
22	14	第2	2	(1)	ア 駐車場の新設	本駐車場について、 ①駐車台数は、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 ②宿泊者に限定されるとのことで、基本は、東ゲートからの入場になるため、駐車料金は無料で、駐車ゲートの設置は不要、との理解でよろしいでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。指定はありませんが敷地を有効活用した駐車場計画としてください。 ②については、ご理解のとおりです。
23	14	第2	2	(1)	イ 園路照明の一部増設	(ア) 概要 a. 球技場付近から新設駐車場までの園路照明を増設する。増設区間は、「別添資料1 公園全体計画図」に示す。とありますが、別添資料1 公園全体計画図の 歩道照明の一部増設位置（赤色点線）と考えますが、対象延長距離についてご教示ください。	あわせて公表する「別添資料1 公園全体計画」修正版をご参照ください。
24	14	(2) 文化ゾーン	ア キャンプサイトの整備	(ア) 概要 a. 最大定員400名以上	キャンプサイトの最大定員400名以上という人数設定の根拠（想定利用者や利用見込み等）をご教示ください。近年は学校団体も宿泊を伴う自然体験の中でテント泊は避ける傾向にあると認識しています。また、民間キャンプ場もキャンプ人口の減少はもとより、猛暑・クマ被害・全国的なキャンプ場の供給過多等により非常に経営が厳しい状況にあります。このような中で、あえて公設のキャンプ場を増やす理由や利用見込みがあれば教えていただきたいです。	前段については、本公園で団体等が実際にキャンプを行う際に、同時に利用されている人数を目安に、オートキャンプサイトを新たに整備することによる利用増加を見込んで設定しています。なお、令和6年度に1日あたり利用者数が200名を超える日は6日あり、うち300名を超える日は3日ありました。 【参考】令和6年度の200名を超えるキャンプサイト利用実績：県内の高校による利用が2回（それぞれ253人、365人）、県外の高校による利用が1回（367人）、県外の中学校による利用が2回（それぞれ222人、315人）、県外小学校による利用が1回（242人） 後段については、公設のキャンプ場を増やす事業ではなく、本公園が現に有しているキャンプサイトについて、園外からのアクセス性の高い文化ゾーンにおいて、リニューアルする事業であることをご理解ください。	
25	14	第2	2	(2)	(ア) 概要	文化ゾーン内で整備とありますが、整備候補地で2か所に分散し整備してもよろしいでしょうか	可能です。
26	14	第2	2	(2)	(ア) 概要	文化ゾーン内で整備とありますが整備候補地で2か所分散し整備してもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No.25の回答をご参照ください。
27	14	第2	2	(2)	(ア) 概要	学校利用のキャンプサイトはテント他宿泊に必要な備品が必要と思われませんが参考になる数量・仕様があればご教示ください	特に学校用の備品の指定はありませんので、必要に応じて事業者にて提案してください。
28	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	(ア) 概要 b. 整備候補地は、「別添資料1 公園全体計画図」に示す。とありますが、キャンプサイト候補地5箇所それぞれの面積についてご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問への回答No.13の回答をご参照ください。
29	14	第2	2	(2)	(イ) 要求	令和10年10月から一部供用とありますが青年の城解体跡地をキャンプサイト候補地とした場合は供用開始がずれ収支減となります。県のお考えをご教示ください	キャンプサイトの整備計画によっては、一時的に収支減となることも踏まえ、事業者にて事業成立性の見込める提案を期待しています。
30	14	第2	2	(2)	(イ) 要求	合わせて、最大で定員400名以上となるキャンプサイトを整備とありますが理解しづらいので確認ですがフリーサイト及びオートキャンプサイトは定員合計850名を上限とする。但しフリーサイトは最大定員400名以上とする。この理解でよろしいでしょうか	フリーサイトおよびオートキャンプサイトあわせて最大定員400名以上とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
31	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備 (イ) a. (b)	「キャンプサイト整備地は、野外活動ゾーンの既存キャンプエリアの活用も可とする」とありますが、野外活動ゾーンを利用する際には、フリーキャンプサイトとするかオートキャンプサイトとするかは事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	(イ) 要求水準 b. 付帯施設について (a) 付帯施設はキャンプサイトからアクセスしやすい位置に複数計画すること。とありますが、計画積算上の数量についてご教示ください。	県の積算想定につきましては、事業者の提案を妨げる要因となるため、公表については控えさせていただきます。
33	14	第2	2	(2)	ア (イ) 要求水準	合計定員400名以上のキャンプサイトの人数設定根拠をご教示ください。ニーズによっては、部分開業などの提案は可能でしょうか。	前段については、要求水準書(案)に関する質問への回答No. 24をご参照ください。後段については、部分開業も可能としますが、令和10年10月には少なくとも学校等の団体の受け入れが可能となるようにし、令和14年10月までには定員が400名以上となるようにしてください。
34	15	第2	2	(2)	ア (イ) 要求	炊事棟や食事棟を設けることとありますがこの利用者は学校の団体利用を主目的とされていますか。そうであるなら家族やグループなど一般利用も可能でしょうか。	一般利用も可能とします。
35	15	第2	2	(2)	ア (イ) b (e) 団体 (220名以上) で利用可能な食事棟	キャンプサイトに求められている食事棟 (団体220名以上利用) について、学校等が団体でキャンプサイトを利用する際の食事場所として想定されている理解でよろしいでしょうか。また、「食事棟は複数棟として整備することを可とする」とは、例えば110名以上利用×2棟や、55名以上利用×4棟という計画が可能ということでしょうか。	前段後段ともにご理解のとおりです。なお、複数棟での整備は認めますが学校利用に配慮しクラス単位での利用などを想定した規模設定とさせていただきます。
36	15	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備 (イ) b. (e)	食事棟を複数に分割して整備する場合、合計で220名以上収容できていれば要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No. 35の回答をご参照ください。
37	15	第2	2	(2)	イ 多目的広場のリニューアル (イ) c. (a)	「別添資料1公園全体計画図」に示すエリア内の舗装を更新する」とありますが、別添資料1に示す紫色のエリアにある現存する舗装を更新する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。あわせて公表する「別添資料1公園全体計画」修正版をご参照ください。
38	15	第2	2	(2)	イ 多目的広場のリニューアル	(イ) 要求水準 b. ベンチ等の設置 (a) 公園利用者が休憩できるベンチや日陰となる屋根付き休憩スペースを遊具の設置場所や設置台数に応じて適宜配置すること。とありますが、積算上想定される大きさ、設置台数についてご教示ください	県の積算想定につきましては、事業者の提案を妨げる要因となるため、公表については控えさせていただきます。
39	16	第2	2	(2)	イ 多目的広場のリニューアル (イ) d. (a)	「別添資料1公園全体計画図」に示す利用動線を踏まえた位置に、・・・」とありますが、利用動線が読み取れないため、改めて図示いただき、詳細にご教示ください。	あわせて公表する「別添資料1公園全体計画」修正版をご参照ください。
40	16	第2	2	(2)	ウ 園路の整備 (ア) a.	「文化ゾーン内の新宿泊研修施設と多目的広場、キャンプサイト、駐車場を歩行者が安全に移動するための園路を新たに整備すること」とありますが、園路の範囲・仕様等は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	16	第2	2	(2)	ウ 園路の整備	(ア) 要求水準 a. 文化ゾーン内の新宿泊研修施設と多目的広場、キャンプサイト、駐車場を歩行者が安全に移動するための園路を新たに整備すること。とありますが、すでに園路が整備されている箇所についての数量 (延長×幅員) について、数量をご教示ください。	既設園路については、別添資料1および現地にてご確認ください。
42	16	第2	2	(2)	ウ 園路の整備 (ア) a.	「夜間での利用者の安全な移動のため、園路には照明設備を設けること。」とありますが、照明設備を設けるのは、新たに整備する園路のみとの理解でよろしいでしょうか。	新設、既設を問わず夜間の利用者動線に該当する園路について照明を設置してください。
43	16	第2	2	(2)	ウ 園路の整備	(ア) 要求水準 b. 夜間での利用者の安全な移動のため、園路には照明設備を設けること。とありますが、対象延長についてご教示ください。	事業者の提案によることとします。
44	16	第2	2	(3)	ウ 看板の更新 (ア) a.	整備費用算出等に必要となるため、更新する看板の記載内容および設置箇所がわかるリストを提示願います。	要求水準書(案)に関する質問への回答No. 20の回答をご参照ください。
45	16	第2	2	(3)	イ 園路の安全対策	(ア) 概要 b. 中央道の安全対策実施範囲は「参考資料1公園全体計画図」に示す。とありますが、中央道の安全対策の実施範囲の、延長×幅員についてご教示ください。	別添資料1に示す範囲になります。なお、幅員は場所により異なります。
46	16	第2	2	(3)	イ 園路の安全対策	(ア) 概要 c. 野外活動ゾーン内の園路について、利用者が散策やサイクリング、その他の移動手段で移動するために必要な舗装等を実施する。とありますが、具体的な位置・数量をご教示ください。	あわせて公表する「別添資料1公園全体計画」修正版をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
47	16	第2	2	(3)	イ 園路の安全対策	(イ) 要求水準 b. 野外活動ゾーン内の園路のうち、未舗装部分の舗装等を実施し、ゾーン内を周遊できるようにすること。とありますが、未舗装部分の延長×幅員についてご教示ください。	あわせて公表する「別添資料1公園全体計画」修正版をご参照ください。
48	16	第2	2	(3)	イ 園路の安全対策	野外活動センター内の園路のうち、未舗装部分に対する舗装について、舗装の仕様、範囲、管理基準をご提示いただけますでしょうか。	舗装の仕様については、事業者の提案に委ねますが、サイクリングコースとしての利用も考えられますので、その利用に耐えうる仕様としてください。 範囲については、あわせて公表する「別添資料1公園全体計画」修正版をご参照ください。 管理基準は「第6維持管理業務に関する要求水準」をご参照ください。
49	16	第2	2	(3)	ウ 看板の更新	(ア) 概要 a. 本事業で行う整備に伴って内容が変更となる看板を更新すること。とありますが、積算上想定される看板の大きさ・仕様・数量をご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.20をご参照ください。
50	17	第2	2	(3)	エ ベンチの設置	(ア) 概要 a. 園路の周辺や広場等に公園利用者が休憩できるベンチを適宜設置すること。とありますが、積算上想定されるベンチの規格・仕様・数量についてご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.21をご参照ください。
51	17	第2	3	(1)	イ 施設規模	「延床面積：5,900㎡程度」とありますが、面積の上限・下限はなく事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	下限値は設定しませんが、上限値は+10%とします。
52	17	第2	3	(1)	イ施設規模	公園利用者および新宿泊研修施設宿泊者の駐車台数の内、大型バスの駐車台数をそれぞれ或いは合計何台見込んでおくと良いでしょうか。	大型バスの駐車台数は5台程度を想定しています。
53	17	第2	3	(1)	イ施設規模	ページ17の(1)施設概要 イ施設規模に記載のある駐車台数の内、「公園利用者：100台以上、管理従事者用：40台」は、文化ゾーン内であれば、新宿泊研修施設整備予定地以外への設置でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、利用者や管理者の利便性に配慮した駐車場計画としてください。
54	17	第2	3	(2)、(3)	—	宿泊施設の整備予定地として東駐車場敷地内とありますが、(3)と共に一般来場者の確保により集客数の増加を見込むことが可能となります。予定地外での施設建設は可能でしょうか。	新宿泊研修施設は整備予定地内に計画してください。整備予定地外への一部機能の分散配置は認められません。ただし、自由提案施設としての施設建設は認めます。(事業終了後は撤去を基本とする。)
55	17	第2	3	(2)	整備予定地	「新宿泊研修施設の整備予定地は、「別添資料1公園全体計画図」に示す位置とする。」とありますが、他方、その後には「なお、本要求水準書で示す前提条件は参考として示すものであり」ともあります。別添資料1の”新宿泊研修施設整備候補地”を示していると思いますが、新宿泊研修施設整備候補地から施設が一部飛び出すような配置計画もできるということでしょうか。	原則、不可とします。
56	19	第2	3	(3)	ア 施設整備の基本的な考え方(イ) a.	ZEB Readyの対象範囲は、新宿泊研修施設のみが対象との理解でよろしいでしょうか。(ダビデ像展示棟・サイクルポート等は除く)	ご理解のとおりです。
57	19	第2	3	(3)	(イ) 環境への配慮	「ZEB Ready以上の施設整備を行うこと。」とありますが、例えば新宿泊研修施設の一部機能を分節する等した場合、ZEB Ready認証は主要な施設が取得することで要求水準を満たすと理解してよいでしょうか。	主要な施設だけでなく分節した施設も認証取得することを基本としてください。
58	20	第2	3	(3)	カ その他	自動体外式除細動器(AED)はリース契約でも可能でしょうか。	可能です。製品の変更やアップグレードに対応するための料金増額に係るサービス対価の改定は行いません。
59	20	第2	3	(4)	ア(ア) a. 玄関ホール(d)	自動販売機の設置・管理・運営は事業者の所掌と理解して良いでしょうか。	自動販売機の設置・管理・運営については、要求水準書(案)(p.80)第7の8「物品・飲食物等販売等業務」に準じるものとします。
60	21	第2	3	(4)	ア 諸室計画(ア) e	授乳室の設置について、個室の授乳室は1室でよろしいでしょうか。	利用想定をした上で必要数を計画してください。
61	21	第2	3	(4)	ア 諸室計画(イ) a.	大ホールを別棟として提案することも可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、利用者の利便性に配慮した計画としてください。
62	21	第2	3	(4)	ア 諸室計画(イ) a. (c)	「バスケットボールコート1面(32m×19m)以上の面積を確保すること」とありますが、バスケットコート1面の標準サイズは28m×15mですので、大ホールのサイズが32m×19m以上(ステージも含む)との理解でよろしいでしょうか。	ステージを除き、32m×19m以上(28m×15m+外周2m以上)を確保してください。
63	22	(2)文化ゾーン	(3)新宿泊研修施設の整備	(ウ) 宿泊部門 a. 宿泊	(d) 浴室・トイレ・洗面スペース・収納等	新宿泊研修施設の宿泊室は、全室に浴室・トイレ・洗面スペース・収納等を計画するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	22	第3	3	(4)	ア 諸室計画(イ) a. (g)	「大ホールにはステージ(常設)を設けること」とありますが、可動式のステージを常時設置しておき、利用者の使い方によっては撤去可能とする運用でもよろしいでしょうか。	ステージとしての機能が確保されるのであれば、可動式ステージでの計画も認めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
65	22	第2	3	(4)	ア 諸室計画 (イ) b. (a)	「110名利用の多目的室①を1室、55名利用の多目的室②を2室設ける計画とすること」とありますが、多目的室①及び多目的室②ともに面積は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。研修・会議利用を前提としたときの利用者数から想定される必要面積以上としてください。
66	22	第2	3	(4)	ア 諸室計画 (イ) b. (d)	「多目的室においては、研修や会議利用のほか、ダンス、吹奏楽、演劇、工作教室の開催等が可能な仕様とすること。各多目的室をそれぞれの用途に特化した設えとすることも可とする」とありますが、特化する場合、室数は増やさず、上記のすべての用途を満たす必要ないと理解でよろしいでしょうか。	室数は増やす必要はありませんが、ある用途に特化する場合においても、多目的に使用できる室としてください。
67	22	第2	3	(4)	ア 諸室計画 (ウ) a. (c)	「洋室を基本とするが、利用者のニーズを考慮して一部和室とすることも可とする」とありますが、和洋室の提案も可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。和洋室の提案を認めます。
68	22	第2	3	(4)	ア 諸室計画 (ウ) a. (d)	「宿泊室には、浴室（ユニットバス程度）・トイレ・洗面スペース・収納等を計画すること」とありますが、大浴場があるため、シャワーの提案も可との理解でよろしいでしょうか。	多様なニーズに対応するためユニットバス（浴槽あり）を基本としますが、一部シャワー室とすることも認めます。なお、宿泊室に浴室（ユニットバス程度）を計画している意図は、障害者、高齢者、LGBT、子供連れ等の多様な利用者の利便性に配慮したものです。施設整備面だけでなく運営面等も含めて必要な利用者へ必要な機能が提供可能な計画としてください。
69	22	第2	3	(4)	ア 諸室計画	(イ) 研修部門の b. 多目的室 (d) において、各多目的室をそれぞれの用途に特化した設えとすることも可とありますが、事業者提案により、3つの多目的室をそれぞれ別々の設えで良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、要求水準書（案）に関する質問への回答No. 66の回答についてもご参照ください。
70	24	第2	3	(4)	ア 諸室計画 (オ) a.	ダビデ像の移設については、下記理由より現時点で費用を見込むことが困難なため、サービス対価から除き実費精算としていただきたい。 ①ダビデ像の現状や移設経路の路面状況などが不明（移設費用算出には詳細な現地調査が必要） ②万一の破損等に備え付保する保険のレベルが不明	原案のとおりとします。なお、ダビデ像の設置状況については、「参考資料8 既存施設図面」の中の「ダビデ像図面」を参照してください。
71	24	第2	3	(4)	ア 諸室計画 (オ) a. (a)	ダビデ像移設については、像のサイズ等から、青年の城の屋根・外壁などを撤去しないと搬出困難です。また、ダビデ像展示施設への設置も、像の搬入後に屋根・外壁等の仕舞いを行う必要が生じると思われます。そのため、ダビデ像展示施設の建設は、新宿泊研修施設開業後に実施することでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	25	第2	3	(5)	ア 構造	「新宿泊研修施設は木造または木造とのハイブリッド構造、もしくは主要構造部の一部を木造化すること」とありますが、木造はコストがかかることから、入札公告時の予定価格には木造での建設を想定として適正な建設費が確保されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	25	第2	3	(5)	ア 構造	「新宿泊研修施設は木造または木造とのハイブリッド構造、もしくは主要構造部の一部を木造化すること」とありますが、評価は下記の順で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。 ①木造、②木造とのハイブリッド構造、③主要構造部の一部を木造化	評価の基準は入札説明書等に示してまいります。
74	25	第2	3	(5)	ウ 施設の耐久性	木造または木造とのハイブリッド構造、もしくは主要構造部の一部を木造化することの観点から、劣化耐用年数80年以上との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書における耐用年数の定義は、要求水準書（案）に関する質問への回答No. 75の回答をご参照ください。
75	25	(2) 文化ゾーン	(3) 新宿泊研修施設の整備	(5) 構造計画	ウ 施設の耐久性	「施設の耐用年数は80年以上」との記載について、本事業における「耐用年数」の定義をご教示ください。	要求水準書における「耐用年数」の定義は、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（原案）」における考え方を根拠とし、「法定耐用年数」ではなく「劣化耐用年数（目標使用年数）」と考えています。
76	25	第2	3	(5)	ウ 施設の耐久性	耐用年数を80年とされている理由をご教授下さい。構造躯体を80年維持することは、RC造でも厳しいのではないのでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No. 75をご参照ください。
77	25	第2	3	(5)	ウ 施設の耐久性	構造については「木造または木造とのハイブリッド構造、もしくは主要構造部の一部を木造化すること」とあり、そのうえで耐用年数は80年以上と記載されています。この耐用年数80年以上というのは、国税庁の示す耐用年数（鉄骨鉄筋コンクリート造であっても最大で50年）とは異なっており、どのような根拠に基づくものでしょうか。また、その意図についてもご教示いただけますでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No. 75をご参照ください。
78	25	第2	3	(5)	ウ 施設の耐久性	本事業においては、構造種別の選択肢があることで、設計の自由度や計画の多様性が大いに増すこととなります。そのため、構造種別を選択できるような要求水準としていただけないでしょうか。	「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化を原則とする施設計画としております。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
79	29	第2	4		自由提案施設	自由提案施設は維持管理・運営業務のサービス対価対象でしょうか。	自由提案施設内で主催事業実施業務を行う場合はサービス対価の対象ですが、自主事業を行う場合はサービス対価の対象外となります。
80	30	第3	2	(1)	事前調査業務	「県の調査不備に起因する場合を除き、事業者想定と異なる調査結果となった場合でも、事業者負担により提案内容を実現すること」とありますが、県の実施したボーリング調査資料では予測できない埋蔵文化財等埋設物、土壌汚染等が発見された場合には、提案時の工期の延長、事業開始時期の変更等が認められ、事業者が生じる増加費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	32	第3	2	(3)	イ 都市計画法に基づく適合証明	建築確認申請は、事業者を建築主とありますが、適合証明は、申請者は県との理解でよろしいでしょうか。	適合証明の申請者は県の予定ですが、詳細については事業開始後に協議と考えております。
82	34	第3	4	(3)	オ 施工管理 (ア)	閉園日の方が利用者の安全確保がしやすくなるため、閉園日に工事を実施することも可としていただけないでしょうか。(特に園路の整備等)	やむを得ない場合は、閉園日・閉園時間外の工事も可能とします。ただし、一般利用者が入園できないよう安全管理の徹底に努めてください。
83	34	第3	4	(3)	オ 施工管理	工事は原則として閉園日・閉園時間内とされていますが、安全確保や工程管理上の合理性から夜間・休園日での工事が必要となる場合は、相互協議のうえで実施は可能でしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.82の回答をご参照ください。
84	37	第3	6	(3)	建物登記簿の関連手続き	「県が建物登記等の関連手続きを行う場合の協力」とは、土地家屋調査による測量や登記申請書類の作成等は県で行い、事業者は図面や必要な情報の提供等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	県有施設についてはご理解のとおりです。自主事業等で設置する自由提案施設については、事業者にて必要な手続きを実施ください。
85	37	第3	7	(1)	ア 対象施設	解体・撤去の対象施設として「別邸資料17 解体建築物一覧」でお示しいただきましたが、撤去するインフラ設備の対象や範囲について、ご提示いただけますでしょうか。	解体・撤去対象から本管までの接続管は原則撤去とします。給水・排水本管、電気高圧線網は存置とします。
86	37	第3	7	(2)	イ 解体・撤去	基礎・杭は原則としてすべて撤去とありますが、基礎・杭の図面および数量の開示をお願いしますでしょうか。	必要な図面について入札説明書等に示してまいります。
87	37	第3	7	(2)	イ 解体・撤去	解体撤去後の仕上げ(更地、法面、土留め、植栽など)については、現地の地形の状況に応じたご提案をしたいと考えておりますが問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	39	第4	1	(3)	業務範囲・業務期間	設計・建設中も県との調整、事業者間調整が生じるため、統括マネジメント業務の範囲には、設計・建設期間も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	40	第4	1	(5)	イ 実地調査、指導・助言、指示 (ア)	労働条件が適正に確保されているか確認する対象はSPCに所属する従業員との理解でよろしいでしょうか。	SPCから委託する、統括管理業務、維持管理業務および運営業務を行う構成員も確認対象とします。
90	45	第5	1	(3)	業務範囲・業務時間	青年の城を運営する期間においても予約システムの整備は必要でしょうか。	青年の城にも予約システム等整備業務を求めています。
91	46	第5	1	(5)	保険	第三者賠償責任保険の保険金額・補償すべき内容をご教示下さい。	詳細は入札説明書等に示してまいります。
92	46	第5	4	(1)	事前広報活動 イ	「各施設のパンフレット等およびインターネットホームページを作成し」とありますが、既存の希望が丘文化公園のHPではなく、新たにホームページを作成する、との理解でよろしいでしょうか。(ホームページアドレスも変更されるとの理解でよろしいでしょうか。)	事業者にてホームページアドレスを取得し、新しいホームページを作成してください。
93	47	第5	5		移転業務	青年の城の備品の移転等業務は、建設業務を担う企業が担当してもよろしいでしょうか。	可能です。
94	47	第5	7	(1)	要求水準 イ	「式典招待者の選定については事前に県と協議」とありますが、式典招待者の人数想定があれば教えてください。	キャンプサイト、新宿泊研修施設それぞれの式典に60名程度招待することを検討しています。
95	48 54	第6	4	(2)	業務の対象範囲	キャンプサイトの保守管理業務はサービス対価に含まれるのでしょうか。63ページではサービス対価含まずとあります。	キャンプサイトの管理運営は独立採算のため、保守管理費はサービス対価に含みません。
96	48 54	第6	4	(2)	業務の対象範囲	キャンプサイトの保守管理業務はサービス対価に含まれるのでしょうか。それとも独立採算事業の経費として計上するのでしょうか。63ページではサービス対価含まずとありますがご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.95の回答をご参照ください。
97	50	第6	1	(9)	長期修繕計画書	県もしくは現指定管理者が指定管理期間終了時(令和9年度末)に、既存施設の建物劣化診断等を実施する予定はありますでしょうか。	現時点で実施の予定はありません。
98	50	第6	1	(9)	長期修繕計画書	既存施設の長期修繕計画書はありますでしょうか。あれば、ご提示をお願いします。	既存施設の今後の長期修繕計画書はございません。なお、既存施設のうち、主な施設であるスポーツ会館は令和3年度に大規模改修を完了しています。また、野外活動センターおよび青年の城については活性化事業において解体予定です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
99	50	第6	1	(9)	長期修繕計画書	長期修繕計画作成において、対象となる範囲をご提示ください。既存施設についても長期修繕計画書の提出が必要でしょうか。	詳細は入札説明書等に示してまいります。
100	51	第6	1	(10)	ウ	備品の経年劣化及び修理不可となった場合の買換えの負担は事業者側負担になりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	51	第6	1	(10)	ウ	車両の車検費用、整備費用は、管理運営側の負担になりますでしょうか。	別添資料15に含むマイクロバスや自転車および事業者が新たに購入した車両にかかる費用は事業者負担です。
102	51	第6	1	(10)	備品管理台帳	備品に関してですが、「別添資料15 備品リスト」に現物を確認の上、新規購入が相応しいと判断される場合引き継がず購入の提案をさせていただいてよろしいでしょうか。	可能です。なお、備品・什器の撤去は県にて行います。
103	51	第6	1	(10)	備品管理台帳	電子データ化することありますが、【04_15_別添資料15 備品リスト】と同程度のもので問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	53	第6	2			直近の修理状況を確認すると、1件当たり100万円以下の改修工事が大半を占めておりますが、現事業者負担の年間の負担額の上限を定めておりますでしょうか。	年間負担額の上限は定めていません。
105	53	第6	2			スポーツ会館の保守管理業務について、1974年の竣工後2022年に改修されたとありますが、今後改修計画があればご教示ください。	現時点で改修計画はありません。
106	54	第6	4	(2)	業務の対象範囲	キャンプサイトの保守管理とありますがサイトの表層（芝生・園路など）の維持管理はサービス対価に含まれるのでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No.95の回答をご参照ください。
107	54	第6	4	(2)	業務の対象範囲	業務の対象範囲に「キャンプサイト」が含まれていますが、キャンプサイトの保守管理費については、サービス対価に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No.95の回答をご参照ください。
108	55	第6	4	(3)	イ ハイキングコースの維持管理業務	公園ハイキングコースの樹木伐採に従事した延べ人数をご教示下さい。	年間1回程度実施しており、延べ30人程度が従事しています。
109	55	第6	4	(3)	イ ハイキングコースの維持管理業務	公園ハイキングコースの山林下刈りに従事した延べ人数をご教示下さい。	年間2回程度実施しており、延べ60人程度が従事しています。
110	55	第6	4	(3)	イ ハイキングコースの維持管理業務	公園ハイキングコース山林下刈りは1年間に何回作業を行いますか。	年間2回程度実施しています。
111	55	第6	4	(3)	ウ その他	本公園内における貴重な動植物について、とございますが貴重な動植物をご教示下さい。	これまでに園内で確認されている動植物のうち、滋賀県レッドデータブックの選定基準に該当する重要種は約20種あり、主なものは以下のとおりです。 (動物) ・カヤネズミ、アオバト、オオルリ、カワセミ、ヤマカガシ、ツチガエル、ヤマアカガエル、ドンコ、ウラギンスジヒョウモン、ナツアカネ、サワガニ (植物) ・オオミズゴケ、イシモチソウ、エビネ、コバナワレモコウ、サワシロギク、ノハナショウブ、ヒルムシロ、ヤマジソ、コムラサキ、レンゲツツジ
112	55	第6	4	(3)	ウ その他	獣害による被害が発生した場合、復旧及び柵等に掛る対策費用の予測は難しいため、貴県の負担としていただけないでしょうか。	詳細は入札説明書等に示します。
113	55	第6	4	(3)	ウ その他 (エ)	「猪等による獣害については、定期的に点検して発生有無を確認し、被害箇所の修復に努める」とありますが、獣害による破損(植栽・柵・舗装等)の想定ができないため破損の修繕については、事業範囲外として県負担としていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問への回答No.112の回答をご参照ください。
114	55	第6	4	(3)	ウ その他 (エ)	「猪等による獣害については、定期的に点検して発生有無を確認」とありますが、現在の点検頻度・費用、被害箇所の修復費用をご教示ください。	定期的な点検は、指定管理者が1名体制で週2回、各半日程度行っています。被害箇所の復旧は、適宜実施しています。なお、現在の主な獣害は猪による土の掘り返しになりますが、指定管理者が都度土を埋め戻して復旧しています。復旧に係る所要日数等は被害規模によります。
115	55	第6	4	(3)	ウ その他 (エ)	「駆除について市町をはじめ関係機関・団体等と適宜協議を行うこと」とありますが、事業者が実施すべき対応は、あくまで「発見・通報・協議」までであり、実際の捕獲行為や駆除は市町や猟友会等が行う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
116	55	第6	4	(3)	イ ハイキングコースの維持管理業務	直近三か年の動物の被害状況についてご教示ください。	猪による芝生地、草地の被害が毎年発生しています。被害箇所の数量や面積は計測していません。
117	56	第6	6	(2)	別添資料22業務の対象範囲	別添資料22にて「希望が丘ポンプ場」が業務の対象範囲となっておりますが、施設の概要及び使用用途等をご教示ください。	受水槽や配水池、送水ポンプを設置している施設で、希望が丘文化公園および滋賀県総合教育センター、近江希望が丘ユースホステルに上水道を供給しています。
118	57	第6	7	(3)	ア 点検、保守、軽微な修繕、更新を行い適切に管理すること	軽微な修繕の費用の上限はいくらですか。	詳細は入札説明書等に示してまいります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
119	57	第6	8	(3)	要求水準 ウ	「休園日においては、来園者に対し休園の案内および入園の規制を行うこと」とありますが、駐車場のゲートにおいて入園できないようにすることとし、休園の案内は、ゲート前またはホームページ等で周知することと、ゲートに人員を配置する意図ではない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	58	第6	9	(2)	業務の対象範囲	本公園の維持管理区域内の植栽管理台帳をいただけますでしょうか。	公園の維持管理区域内の植栽管理台帳は作成していません。
121	58	第6	9	(2)	業務の対象範囲	本公園の維持管理区域内の芝生面積、樹木の数量・面積、草刈り範囲の面積をご教示下さい。	要求水準書(案)の参考資料3-1「現指定管理施設管理等業務仕様書」のp.188～p.190をご参照ください。
122	58	第6	9	(3)	ア 芝生管理	ソフトボール場、野球場、陸上競技場それぞれの年間刈込回数をご教示下さい。	各施設の年間刈込回数は以下のとおりです。 ①ソフトボール場11回 ②野球場11回 ③陸上競技場12回
123	58	第6	9	(3)	ア 芝生管理	グラウンドゴルフ場の芝生面積、刈込回数をご教示下さい。	グラウンドゴルフ場の芝生面積、刈込回数は以下のとおりです。 ①面積 14,237㎡ ②刈込回数 14回
124	58	第6	9	(3)	ア 芝生管理	バーチカルカッティングを行う施設をご教示下さい。	要求水準書(案)の参考資料3-1「現指定管理施設管理等業務仕様書」のp.188をご参照ください。
125	58	第6	9	(3)	ア 芝生管理	機械目土散布を行う施設をご教示下さい。	要求水準書(案)の参考資料3-1「現指定管理施設管理等業務仕様書」のp.188をご参照ください。
126	58	第6	9	(3)	ア 芝生管理	1年間に散水作業に従事した延べ人数をご教示下さい。	令和7年度は、スポーツゾーンの陸上競技場において散水作業を行いました。延べ人数は不明です。 文化ゾーン・野外科ゾーンでは、散水を実施していません。
127	58	第6	9	(3)	ア 芝生管理	各施設にスプリンクラーは設備されていますか。	スポーツゾーンに、移動式のスプリンクラーを設置しています。
128	58	第6	9	(3)	イ 植え込み地及び草地管理	草刈り回数軽減の為、抑草剤の散布は可能でしょうか。	抑草剤の散布は可能です。
129	59	第6	9	(3)	ウ 樹木管理	1年間の施肥の実績をご教示下さい。	樹木管理のための施肥は実施していません。
130	59	第6	9	(3)	ウ 樹木管理	本公園の維持管理区域内の伐採本数、移植本数を年平均でご教示下さい。	伐採本数は年間約10本程度です。また、移植は、定期的には実施していません。
131	59	第6	9	(3)	エ その他	ボランティア等との協働作業等について実績をご教示下さい。	令和6年度から、企業・団体連携による森づくり・清掃活動(年1回)および、NPO法人と連携したスポーツゾーン内の「いこいの森」の森林整備作業(月1回)を実施しています。
132	59	第6	9	(3)	エ その他	維持管理区域内から排出される芝カス、枝葉、幹、根それぞれの排出量をご教示下さい。	園内で処分しているため、具体的な排出量は不明です。
133	59	第6	9	(3)	エ その他	維持管理区域内から排出される芝カス、枝葉、幹、根それぞれの処分先をご教示下さい。	主にスポーツゾーン内にある圃場を処分地としています。
134	60	第6	11	(2)	業務の対象範囲	第三者による損傷の場合は、帰責者が修繕費を負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が善管注意義務を果たしてもなお帰責者が特定できなかった場合には、当該損傷の修繕費については県負担との理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、原則事業者負担となります。ただし、事象によっては、具体的に発生した事象の内容や経緯等を踏まえ、個別に県と事業者が協議を行い、負担者を決定するものとします。
135	61	第6	11	(4)	要求水準 ク	見積額が1件につき100万円未満について、指定管理料に当該経費が見込まれているとのことですが、仮に90万円の小規模修繕が10件発生すれば、それだけで900万円になってしまいます。特に青年の城は、小規模修繕が多数発生するおそれがあることから、1件につき100万円かつ、年間の上限額を定めて、上限額に満たなかった場合には、未実施分の金額を県に返還する建付けとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
136	61	第6	11	(4)	要求水準 ク	指定管理料に経費が見込まれているとする限度額を小規模修繕費用の1件当たりの金額ではなく年度単位での累積額で設定いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
137	61	第6	11	(4)	修繕更新業務	既存施設の修繕については、現管理者から新しい事業者へ代わる前に必要な修繕については、実施されることの認識でよろしいでしょうか。また、備品についても更新が必要なものについては、新しい事業者へ引き継ぐまでに実施されている認識でよろしいでしょうか。	既存施設の修繕および備品の更新は、利用者の安全確保等の観点から踏まえて優先すべきものから順次実施します。
138	61	第6	11	(4)	修繕更新業務	既存施設(スポーツ施設等)において、事業者着手前の時点で潜在していた瑕疵(目視で確認できない構造部の劣化、通常の保守点検では予見できない大規模損壊等)が引渡し後に判明し起因する大規模修繕が必要となった場合、これに係る修繕費用は県が負担する認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等でお示しします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
139	63	第7	1	(5)	事業者の収入	ウのキャンプサイトの「事業者から県への支払」の「県が設置を求める範囲に限る」について範囲とは別添資料1にある整備候補地を指す、この理解でよろしいでしょうか。	「県が設置を求める範囲」は、要求水準書(案)(p.14)第2の2(2)ア(イ)a(b)に示す範囲とします。
140	63	第7	1	(5)	事業者の収入	キャンプサイトの料金設定についてですが、学校等利用の料金に関して方針はあるのでしょうか。それは「別添資料23 利用料金の等の考え方」で説明されるのでしょうか。また、いつ公表される予定ですか。	前段については、事業者提案によるものとします。後段については、本回答とあわせて公表する別添資料23をご参照ください。
141	64	第7	1	(5)	事業者の収入 ウ	凡例にて○は独立採算事業とあるが、必須事業の施設整備および維持管理に要する費用は、サービス対価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	凡例にて○としている項目は、必須事業であっても維持管理費はサービス対価に含みません。なお、施設整備費はサービス対価に含みます。
142	64	第7	1	(6)	ア (イ)	県主催事業の場合は無償という考え方でよろしいか。県共催やその他の場合の利用は減免対象外という捉え方でよろしいか。	ご理解のとおりです。
143	64	第7	1	(6)		利用料金については条例の範囲内で事業者が提案できるとありますが、季節や曜日に応じた変動料金の設定は可能でしょうか。公共利用に対する減免措置の財源については、どのような負担の仕方になるのでしょうか。	前段について、条例の範囲内であれば、県の承認を得て変動制料金の提案は可能です。ただし、県の承認を得た上での季節別、曜日別等の固定料金の設定は可能ですが、利用状況等を踏まえた事業者判断での料金の変更は認められません。後段について、宿泊研修施設の利用料金は、学校利用等を5割減免の対象としていますが、昨今の利用実績を踏まえ、県内学校利用が4%、県外学校利用が34%含まれるものとしてサービス対価の算定に含める予定です。
144	64	第7	1	(7)	光熱水費負担	県のご負担、実費精算とありますがどのような手法をお考えでしょうか。事業者の売上計上可否を知る為にご教示ください。(例)事業者が建替えその後サービス対価として県が事業者を支払う。	詳細は入札説明書等に示してまいります。
145	64	第7	1	(7)	光熱水費負担	県のご負担、実費精算とありますがどのような手法をお考えかご教示ください。(例)事業者が建替えその後サービス対価として県が事業者を支払う。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.144の回答をご参照ください。
146	64	第7	1	(7)		必須事業の光熱水費については、実費精算で県の負担とあるが、事業費外なのか事業費に含んでの上で精算なのかご教示ください。	事業費外での精算とします。詳細は入札説明書等に示してまいります。
147	64	第7	1	(8)	実施体制	キャンプ管理職を配置とありますがこの人件費はサービス対価に含まれるのでしょうか。それとも独立採算事業の経費と見込むのでしょうか。	独立採算事業の経費に見込み、サービス対価には含みません。
148	65	第7	1	(8)	ウ 業務管理職	各業務管理職は、常駐を要しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	67	第7	1	(9)	県および関係機関との調整 ウ	「県や市町等が実施する土木事業(家棟川・荒川の管理等)や森林整備事業(林道管理等)について、担当部署より事業の申請等があった場合の打合せ、現場確認等に協力すること」とありますが、これらの協力依頼について、過去の事例を踏まえた年間のおおよその実施頻度や内容等をご教示ください。	毎年、あるいは定期的には実施されていません。近年の事例は次のとおりです。 令和5年度 野外活動ゾーン河川護岸修繕工事 令和6年度 家棟川階段設置工事 等
150	68	第7	1	(10)	ウ 県への協力	(イ)(ウ)で覚書を締結するとありますが、県とSPCが締結するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	69	第7	1	(12)	ア ネーミングライツ(エ)	県が取組を進めているネーミングライツについて、「ネーミングライツ導入に伴い、事業者の業務内容等に変更が生じた場合は、県と事業者は業務内容等について、協議を行うこととする」とありますが、業務内容等の変更とはどのようなものを想定されているのかご教示ください。	印刷物・ホームページ等の表記変更、看板・案内図等の表示変更の発生等を想定しています。
152	69	第7	1	(12)	ア ネーミングライツ	ネーミングライツについては、県が本事業と別で実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	69	第7	1	(12)	イ 本公園内の工事	「事業期間内に園内の橋梁の整備工事を行う予定」とありますが、想定されている工事内容、期間及び制限についてご教示ください。	本公園内の希望の橋について、老朽化対応と大型車両が通行可能となるための改修または架け替えを予定しています。現時点での想定では、令和10年度または11年度から工事を開始し、数年間要する見込みです。なお、具体的な工事内容や工期、工事による制限等は令和8年度から9年度にかけて実施する設計の結果により明らかとなります。
154	69	第7	1	(12)	イ (ア)	希望の橋の整備工事により大型バスの通行も可能になりますか。	ご理解のとおりです。
155	70	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用 イ	現指定管理者の職員の継続雇用について、新規雇用者との関係性も考慮して、雇用条件(給与体系・処遇)は、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	70	第7	1	(15)	ウ 青年の城の一部を清算業務に当てる	青年の城の一部を清算業務に当てるとありますが、設定工程によっては仮設事務所での業務をしていたとしてもよろしいでしょうか。	青年の城の解体は新宿泊研修施設の供用開始後を予定しているため、不可とします。
157	72	第7	2	(1)	ア 開園時間等	自主事業を夜間に実施する際の開園時間の変更承認が必要でしょうか。	必要になります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
158	73	第7	3	(3)	イ 利用受付等	別添資料26 各施設予約の優先順位にある優先順位①の大会はP75の申請期間を示した表の大会規模と同じと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
159	74	第7	3	(3)	(イ) 新宿泊施設	キャンプサイト宿泊者が大浴場を利用する場合、利用料金は徴収してもよろしいでしょうか。	利用料金の徴収は可能です。あわせて公表する別添資料23もご参照ください。
160	75	第7	3	(3)	エ	陸上競技場、野球場、ソフトボール場の芝生管理上の理由から一定の制限を加えるとあるが、制限期間については、芝生の良好な管理を条件に事業者の提案に寄るとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	80	第7	7		園内移動の円滑化業務	本業務におけるマイクロバス・新たなモビリティの調達費用については、建設業務における「備品等調達および設置業務」として、マイクロバス・新たなモビリティの運用に係る費用（燃料、保守費用等）は、運営費用としてサービス対価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、利用料も徴収可との理解でよろしいでしょうか。	前段について、マイクロバスについてはご理解のとおりですが、新たなモビリティの調達費用、運用費用はサービス対価に含みません。後段について、ご理解のとおりです。
162	80	第7	7		園内移動の円滑化業務	マイクロバス・新たなモビリティのルートについては、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	80	第7	7		園内移動の円滑化業務	公園内へのモビリティ導入について、別途使用許可・手続き等については不要との理解でよろしいでしょうか。	園内でのモビリティの走行に関しては、ご理解のとおりです。ただし、モビリティの購入や設備の設置等については、その内容により関係法令等に基づく手続きが必要となる場合があります。また、駐車場等本公園内を占有する場合は使用許可が必要となる場合があります。
164	81	第7	9	(1)	基本方針 キ	自主事業は事業者が実施とありますが、事業規模などよりSPCの直管ではなく、構成員または協力企業に業務委託することが一般的です。そのため、提案書にて構成員または協力企業への業務委託を明記している場合は、県との協議は不要とさせていただきます。	詳細は入札説明書等に示してまいります。
165	81	第7	9	(1)	基本方針	県の承諾を得た場合、構成員または協力企業に業務委託して実施することができるとありますが、その場合も行政財産使用料の支払いは、SPCから県へ支払い、自主事業で得た収入もSPCに収めないとはいけませんか。構成員または協力企業が主体として自主事業を実施してはいいのでしょうか。	前段について、自主事業の承認対象は指定管理者である事業者（SPC）であり、行政財産の使用許可の対象も事業者（SPC）となることから、支払いは県と事業者（SPC）で行うものとします。後段について、詳細は入札説明書等に示してまいります。
166	81	第7	9	(1)	基本方針 キ	第三者への転貸は不可とありますが、自主事業にて運営する施設等に飲食店等がテナント入居することが多いため、第三者への転貸、再転貸などを認めていただきたい。（参加資格申請までにテナント入居企業を確定することは困難です）	原則として第三者への転貸は不可とします。詳細は入札説明書等に示してまいります。
167	84	第8	2	(5)	株主総会の資料および議事録	「事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の会日から14日以内に県に提出すること。」とありますが、実務上14日以内では対応が困難であるため、28日以内の期間としていただけませんか。	ご質問を踏まえて要求水準書を修正します。
168	85	第8	2	(6)	取締役会の資料および議事録	「事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の会日から14日以内に県に提出すること。」とありますが、実務上14日以内では対応が困難であるため、28日以内の期間としていただけませんか。	ご質問を踏まえて要求水準書を修正します。
169					その他	直近3か年の樹木及び芝生の病害虫被害を、また予測しえなかった倒木の実績をご教示下さい。	それぞれ以下のとおりです。 芝生の病害虫被害：令和7年度 葉枯れ病 樹木の病害虫被害：年間で松枯れ10～15本 予測しえなかった倒木：年間10本程度
170					その他	直近3か年の動物による被害があればご教示下さい。	要求水準書（案）に関する質問への回答No.116の回答をご参照ください。
171					その他	スポーツゾーン内のクリークの水質検査をされたことはありますでしょうか。あれば検査内容をご教示下さい。	スポーツゾーン内のクリークの水質検査は実施していません。
172					その他	現管理者が実施されている「公園施設・キャンプサイト等保守管理業務」及び「緑地管理業務」過去3年分の作業報告書をいただけますでしょうか。	「公園施設・キャンプサイト等保守管理業務」については、指定管理者の職員が日常業務の中で実施しているため、報告書はございません。「緑地管理業務」の報告書は入札公告時にお示しします。
173	2				解体建築物一覧	スポーツゾーンについては解体対象外となっておりますが、スポーツゾーン屋内テニスコート東側「駐車場新設位置」に存在する倉庫のような構築物は解体対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	解体対象に含まれません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
174	1	2			使用料の計算式■ 自動販売機以外	使用料計算に当たり、現行で発生している使用料の金額・計算明細（土地の価格等）をご教示ください。	自動販売機以外に目的外使用許可で運営している施設としては、スポーツ会館レストランが該当します。 当施設の令和7年度の使用料は年額で299,467円です。 算定根拠は以下のとおりです。 ①建物価格（394,765,000円）×使用料率（0.055）×使用面積（50.26㎡）÷床面積（4,292.78㎡）×1.15=292,336円 ②建築面積（1,290.85）×土地の評価額（14,300円）×使用料率（0.033）×使用面積（50.26㎡）÷床面積（4,292.78㎡）=7,131円 ①+②=299,467円
175	1	1			年間来園者数	現行の来園者数として、台数、人数それぞれの算出方法についてご教示ください。	来園した車両の台数は園内3つのゲートでカウントしています。 人数については、以下のとおり算出しています。 （車両での来園者） ・1台あたりの人数を以下のとおり設定し、台数を乗じて算出 大型バス 40人 マイクロバス 20人 普通車（平日）2.5人（土日祝）4.5人 自動二輪 1人 障害者減免普通車 3人 （自転車や徒歩等での来園者） ・目視により人数を確認
176	2	4			現施設利用者データ	青年の城の宿泊計が319件に対して30,678人となっています。平均すると1件100名前後と思われますが、現在の利用状況で360名定員に対して、1日に2、3件受けることや1件で300名前後になることもあるのでしょうか。また、10名前後の少数での受け入れもあるのでしょうか。1件あたりの人数としては、何名程度が多いのでしょうか。	前段について、1日に複数団体の宿泊を受け入れることや1件で300名前後の宿泊となることもあります。 中段について、10名前後の団体の受け入れもあります。 後段について、1件あたりでは、10名～40名程度の団体の利用が最も多いです。
177					現指定管理施設管理等業務仕様書	現行の指定管理仕様に沿った維持管理・運営業務が基本となり、提案に委ねるという考え方でよろしいでしょうか。	本事業において求める維持管理業務および運営業務の水準は要求水準書（案）を参照してください。参考資料3-1は、参考までに現在の本公園の指定管理者の業務内容をお示ししているものです。